

(仮称)豊島区公契約条例の策定について

1. 条例策定の目的について

いわゆる建設業における 2024 年問題に代表されるように、労働者不足は深刻化しており、公共工事・公共サービスの担い手不足が懸念される。

そこで区が発注する公共工事等の品質を確保するとともに、その業務に従事する労働者の賃金引上げやダンピング防止につなげ、労働者等の労働環境確保の実効性を高めるため、本条例を制定する。

2. 条例の制定内容

第 1 条（目的）
すべての公契約に関する基本方針等を定め、区が発注する公共工事等の品質確保や労働者の賃金引上げやダンピング防止、労働環境確保につなげ、区民の福祉の増進と地域経済の活性化に寄与する。
第 2 条（定義）
公契約、受注者、特定公契約（※ 1）、特定受注者、特定受注関係者、特定労働者等の用語の意義を定める。 （※ 1）特定公契約となる基準について ア 工事又は製造の請負契約…予定価格が 9,000 万円以上 イ 工事及び製造以外の請負契約、業務委託契約…予定価格が 1,000 万円以上のもので、規則で定めるもの ウ すべての指定管理協定
第 3 条（基本方針）
すべての公契約に係る基本方針を定める。 （1）適正な履行の確保、良好な品質の確保、適正価格での調達を実現すること。 （2）手続きの透明性の確保、公正な競争を促進すること。 （3）適正な労働条件の確保、労働環境の整備を促進すること。 （4）談合その他の不正行為を排除すること。 （5）区内事業者の受注機会の確保、地域経済の活性化に資すること。 （6）区と受注者との対等な関係において、公契約制度を適正に運用すること。
第 4 条（区の責務）
区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
第 5 条（受注者の責務）
受注者は、公契約を締結した者の責任を自覚し、業務の公共性を認識し、法令等を遵守するとともに、前条の施策に協力するよう努めなければならない。また、労働者等の適正な労働条件の確保等に努めなければならない。

第6条（区内の事業者の活用）
受注者は、再委託を行う際には区内の事業者に行わせるように努めなければならない。
第7条（労働報酬下限額）
区長は、特定公契約において、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われなければならないことを定める。
第8条（労働報酬下限額の決定）
区長は、国が決定する公共工事の積算に用いる労務単価や、地域別最低賃金などを勘案して労働報酬下限額を定める。労働報酬下限額を定めるときは（仮称）豊島区公契約審議会の意見を聞かなければならない。
第9条（特定公契約に定める事項）
区長は、特定公契約において、第7条に規定するもののほか、別表に掲げる事項を定める。
第10条（特定労働者の申出）
特定労働者等は、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われない場合、区長又は特定受注者等にその事実を申し出ることができる。
第11条（不利益取扱いの禁止）
特定受注者等は、前条の申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が申出をしたことを理由に解雇等の不利益な取扱いをしてはならない。
第12条（報告及び立入調査）
区長は、必要と認めるときには、特定受注者等に報告等を求め、又は区職員若しくは委託した事業者による事業所等への立入調査等を行うことができる。
第13条（是正措置）
区長は、前条の報告等により、特定受注者等が特定公契約の定めに違反していると認めるときは、特定受注者に対して是正のための措置を講ずることを求めることができる。 特定受注者は、当該求めがあったときは、速やかに措置を講じるとともに、その内容を区長に報告しなければならない。
第14条（特定公契約の解除）
区長は、特定受注者等が第12条の報告若しくは立入調査を拒んだ場合、又は特定受注者が第13条の是正措置を講じなかった場合等において、特定公契約を解除することができる。区は、この解除によって生じた損害について、賠償する責任を負わない。
第15条（公表）
区長は、第14条の規定により特定公契約を解除した場合、又は契約は終了後に当該定めに違反していたことが判明した場合は、その旨を公表できる。
第16条（公契約審議会の設置）
審議会は、労働報酬下限額、特定公契約の対象となる公契約の範囲その他公契約に関する必要な事項を調査審議し、区長に意見を述べる。

第 1 7 条（委任）
この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。
附則
施行期日、見直しの検討、関連条例の改正を定める。
別表（第 9 条関係）

3. 今後のスケジュール(予定)

令和 7 年 9 月 令和 7 年第 3 回定例会にて条例上程
10 月以降 議決後、一部施行（審議会関係）
（仮称）豊島区公契約審議会の開催
令和 8 年 4 月 1 日 条例の全面施行